

目標値の設定

(都道府県ごとに直近の状況を把握、分析し、労働関係部局と十分に協議の上、目標値を設定)

項目	数値	考え方
【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者	人	○平成23年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する者
【目標値】障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	人 (割)	○平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者
【目標値】障害者試行雇用事業の開始者	人 (割)	○平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者
【目標値】職場適応援助者による支援の対象者	人 (割)	○平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者
【目標値】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	人	○平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者
【目標値】障害者就業・生活支援センターの設置	か所	○平成23年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数

サービス見込量算出の基本的考え方について

基本的な考え方

- サービスの見込量については、基本指針におけるサービス量の見込み方に基づき、市町村・都道府県が障害福祉計画作成委員会(例)の議論等を踏まえ、地域の実情を勘案して見込むべきもの。
- 市町村・都道府県は、基本指針に基づき自主的に判断し、計画づくりを進めることが必要。

推計の基本的な進め方

- アンケートやヒアリング等を通じニーズ等を把握
- 過去のサービスの利用状況の伸び等を把握・分析
- 新たな勘案要素について検討
- これらのデータを障害福祉計画作成委員会できよく議論

※見込量推計の作業手順については、3月1日全国課長会議において提示した例を参照



こうした要素を勘案し、地域の実情を踏まえて、サービスの見込量を算出

新体系サービスへの「移行希望に関するアンケート調査」の位置付け

1 アンケート調査について

- 平成18年3月1日全国主管課長会議においては、障害福祉サービスの量を見込むための本年4月以降の作業手順として、現在、サービスを提供している事業者に対して、新体系サービスへの「移行希望に関するアンケート調査」を行うように示しているところ。

〔 具体的には、平成18年3月1日障害保健福祉関係主管課長会議 資料3-2参照 〕

- 既に、アンケート調査を実施しているところも多いと思われるが、一部にアンケートの趣旨、位置付け等について誤解が生じている例も見受けられることから、事業者等からの問い合わせ等に対しては以下のとおり周知していただくようお願いしたい。

2 趣旨、位置付けについて

- 今回のアンケート調査は、障害程度区分の認定結果も未だ明らかでない段階で行うものであるが、これは、既存の事業者等が現段階においてイメージしている新体系サービスへの移行の希望を聴取することにより、障害福祉計画の作成に際し、地域全体のサービス量を見込む際の参考資料とするためのものであって、10月から施行される新体系サービスへの指定申請とは無関係であること。
- したがって、アンケート調査の回答は、個々の事業所ごとではなく、地域全体のサービス量の見通しとしてマクロ的に処理されるものであり、これにより、個々の事業所が将来の新体系サービスへの移行が拘束されるものではないこと。
- 障害福祉計画の作成に当たっては、アンケート調査を参考として、その地域における障害福祉サービス毎の必要な量を見込むこととしており、適切なサービス量の確保を図るためにも、アンケート調査に協力いただくことが重要であること。

〔 なお、各事業者の新体系サービスへの具体的な移行予定については、今後、別途、各事業者に対して「移行計画書」の提出をお願いし、それをもとに事業者の指定等を行うことを想定している。 〕

障害福祉計画におけるサービス見込量の単位について

1. 訪問系サービス

サービス種別	基本指針におけるサービス量の見込方	サービス量の考え方と単位
<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護 ○重度訪問介護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援 	<p>現在の支援費制度に基づくホームヘルプサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○考え方 <ul style="list-style-type: none"> 月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める ※4つのサービスを一体として設定することも可能 ○単位 <ul style="list-style-type: none"> 見込量の単位は「時間分」とする

2. 日中活動系サービス

サービス種別	基本指針におけるサービス量の見込方	サービス量の考え方と単位
○生活介護	<p>現在の法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分三以上又は五十歳以上の区分二以上(入所の場合は、区分四以上又は五十歳以上の区分三以上)に該当する者の見込数を基礎として、現在の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数に、小規模作業所利用者等のうち新たに生活介護の対象者と見込まれる者の数を加えた数を勘案して、量の見込みを定める</p>	<p>○考え方 月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める</p> <p>○単位 見込量の単位は「人日分」とする (「人日分」=「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)</p>
○自立訓練(機能訓練)	<p>現在の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを定める</p>	<p>○考え方 月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める</p> <p>○単位 見込量の単位は「人日分」とする</p>

<p>○自立訓練(生活訓練)</p>	<p>下記の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>① 入所施設入所者の地域生活への移行の目標を達成できるよう、現在の知的障害者等の入所施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のものの中から、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p> <p>② 地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望するもののうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数(※)。</p> <p>(※)あわせて、精神科病院が病床を転換すること等により、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援として、退院可能精神障害者に対して、居住サービスを提供する場合のサービス対象者を含む。</p>	<p>○考え方 月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める</p> <p>○単位 見込量の単位は「人日分」とする</p>
<p>○就労移行支援</p>	<p>下記の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>① 福祉施設利用者の一般就労への移行の目標が達成できるよう、現在の福祉施設利用者で生活介護事業の対象と見込まれる者以外のものの中から、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p> <p>② 養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数。</p> <p>③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数(※)。</p> <p>(※)あわせて、精神科病院が病床を転換すること等により、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援として、退院可能精神障害者に対して、居住サービスを提供する場合のサービス対象者を含む。</p>	<p>○考え方 月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める</p> <p>○単位 見込量の単位は「人日分」とする</p>

<p>○就労継続支援(雇用型)</p>	<p>日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援以外の介護給付・訓練等給付の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援(雇用型)の対象として適切と見込まれる数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、就労継続支援の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。</p>	<p>○考え方 月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める</p> <p>○単位 見込量の単位は「人日分」とする</p>
<p>○就労継続支援(非雇用型)</p>	<p>就労継続支援の対象者と見込まれる数から雇用型の見込み数を控除した数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、区域ごとに平均工賃の目標水準を設定することが望ましい。</p>	<p>○考え方 月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める</p> <p>○単位 見込量の単位は「人日分」とする</p>

<p>○療養介護</p>	<p>現在の重症心身障害児施設（委託病床を含む）、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定める</p>	<p>○考え方 月間の利用人員を推計する</p> <p>○単位 見込量の単位は「人分」とする</p>
<p>○児童デイサービス</p>	<p>現在の児童デイサービスの利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児タイムケア事業との役割分担を踏まえた上で、量の見込みを定める</p>	<p>○考え方 月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供日数を定める</p> <p>○単位 見込量の単位は「人日分」とする</p>
<p>○短期入所</p>	<p>現在の短期入所の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める</p>	<p>○考え方 月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供日数を定める</p> <p>○単位 見込量の単位は「人日分」とする</p>

3. 居住系サービス

サービス種別	基本指針におけるサービス量の見込方	サービス量の考え方と単位
<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助 ○共同生活介護 	<p>施設入所からグループホーム・ケアホームへの移行者について、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から、量の見込みを定める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○考え方 月間の利用人員を推計する ※2つのサービスを一体として設定することも可能 ○単位 見込量の単位は「人分」とする
<ul style="list-style-type: none"> ○施設入所支援 	<p>現在の入所施設入所者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込み数は、平成23年度末の段階において、現在の入所施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○考え方 月間の利用人員を推計する ○単位 見込量の単位は「人分」とする

4. その他サービス

サービス種別	基本指針におけるサービス量の見込方	サービス量の考え方と単位
○相談支援	<p>障害福祉サービス(施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く)の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込みを定める。</p>	<p>○考え方 月間の利用人数を推計する</p> <p>○単位 「人分」とする</p>

<障害福祉計画 サービス見込量集計シート>

イメージ

自治体名

	18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護	〇〇時間分	〇〇時間分	〇〇時間分	〇〇時間分
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
生活介護	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分
自立訓練(機能訓練)	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分
自立訓練(生活訓練)	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分
就労移行支援	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分
就労継続支援(雇用型)	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分
就労継続支援(非雇用型)	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分
療養介護	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分
児童デイサービス	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分
短期入所	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分	〇〇人日分
共同生活援助	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分
共同生活介護				
施設入所支援	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分
相談支援	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分	〇〇人分

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針

障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加するなどサービス量の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、今日なお、居宅介護（ホームヘルプサービス等）事業等について未実施の市町村がみられるほか、精神障害者に対する福祉サービスは支援費制度の対象となっていないこともあって、その立ち後れが指摘されている。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題への対応が求められてい

る。さらに、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられるところである。

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）では、こうした状況に対応して、障害者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対し障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）の作成を義務付ける等、サービス提供体制全般について見直しが行われた。

この指針は、現行の施設が新たなサービス体系への移行を終了する平成二十三年度末に向けて、数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成十八年度から平成二十年度までの障害福祉計画を定めるための基本的事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現す

るため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で非営利的に提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進める。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者などに対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターをいう。以下同じ。）を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立

訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) 障害者等の参加

障害福祉計画の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズを適切に把握するほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置などサービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等をはじめ地域住民、企業など幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組み

障害者等の地域生活への移行、就労支援などの推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、公共職業安定所、養護学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化などを進める。

2 平成二十三年度の目標値の設定

障害者等の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずはこれらの課題に関し、現行の施設が新しいサービス体系への移行を終了する平成二十三年度

を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。

(一) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点（以下「現時点」という。）において、障害者の入所施設に入所している者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十三年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の入所施設の入所者数の一割以上とするともに、これにあわせて平成二十三年度末時点の施設入所者数を現時点の入所者数から七割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成二十四年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成二十三年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値（平成十四年度における退院可能精神障害者数のうち市町村及び都道府県が定める数）を設定する。これとともに、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する

医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

(三) 福祉施設から一般就労への移行

平成二十三年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。これに加えて、別表第一を参考として、障害保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、障害者雇用の観点からの目標値を併せて設定することが望ましい。

また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成二十三年度までに現在の福祉施設利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十三年度時点において、就労継続支援事業の利用者のうち、三割は雇用型を利用することを指す。障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを